

階上町立小中学校 地震等防災応急計画

平成 25 年 3 月

階 上 町 総 務 課
階 上 町 教 育 委 員 会

【目次】

1 目的	1
2 災害発生に備えた日ごろからの準備	2
2-1 災害に係わる環境の認識	2
(1) 震度分布	2
(2) 青森県津波浸水予測図	4
(3) 階上町土砂災害防災地図	7
(4) 風水害・雪害の実績	10
2-2 気象庁が発表する災害に関する情報の把握	11
(1) 緊急地震速報	11
(2) 地震に関する情報	12
(3) 津波に関する情報	13
(4) 気象に関する情報	14
2-3 学校防災体制の整備	18
2-4 避難施設の設置	20
(1) 避難先	20
(2) 津波避難経路(大蛇小学校)	21
(3) 津波避難経路(小舟渡小学校)	22
2-5 津波による災害の発生が予想されるとき避難基準と、とるべき行動	23
2-6 児童・生徒に対する地震、津波に係わる指導	23
2-7 臨時休校の基準	24
2-8 保護者との緊急連絡体制の確立	25
2-9 安全点検	26
3 地震、津波発生への対応	28
3-1 地震が在校中に発生した場合	28
3-2 地震が登下校中に発生した場合	30
3-3 地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合	31
3-4 地震発生後に大津波警報が発表された場合	32
4 地震、津波避難訓練実施計画(案)	34
4-1 ねらい	34
4-2 実施方法	34
4-3 事前の準備と指導	34
4-4 避難訓練実施予定	36
4-5 役割分担	37
5 避難所の開設・管理・運営への協力	38

1 目的

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震による津波が発生し、東日本の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらした。

階上町においては、震度 5 強の強い揺れを観測し、幸い人的被害はなかったものの、巨大津波の襲来とともに町民の生活や経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残した。

過去には、明治 29 年の明治三陸津波、昭和 8 年の昭和三陸津波、昭和 35 年のチリ地震津波などにより被害が発生した。

また、平成 24 年 10 月に公表された青森県津波浸水予測図によると階上町沿岸では、水位 16m～20m の津波により、約 2km²(東北地方太平洋沖地震津波による浸水区域は 0.5km²)の区域が浸水することが予想されている。

さらに、階上町揺れやすさマップによると、青森県太平洋沖海溝型地震(マグニチュード 8.2)が発生した場合に町域では、南部及び西部の山間部で「震度 5 弱」、沿岸部の狭隘な地域で「震度 6 弱」、その他の地域で「震度 5 強」の揺れが予想されている。

本計画は、今後も発生すると予想されている災害(地震、津波、洪水、土砂災害、雪害)に対して、小中学校の教職員が児童の生命身体の安全を確保し、円滑、かつ適切な避難行動を実現することを目的として策定したものである。

なお、本計画は、災害の発生から概ね数時間から十数時間の間を対象とする。ただし、避難場所に関しては、発災から 1 週間程度の期間を対象とする。これ以降に関しては、地域防災計画に委ねることとする。

2 災害発生に備えた日ごろからの準備

2-1 災害に係わる環境の認識

(1) 震度分布

下図に示すように青森県太平洋沖海溝型地震(マグニチュード 8.2)が発生した場合に町域では、南部及び西部の山間部で「震度5弱」、沿岸部の狭隘な地域で「震度6弱」、その他の地域で「震度5強」の揺れが予想されている。

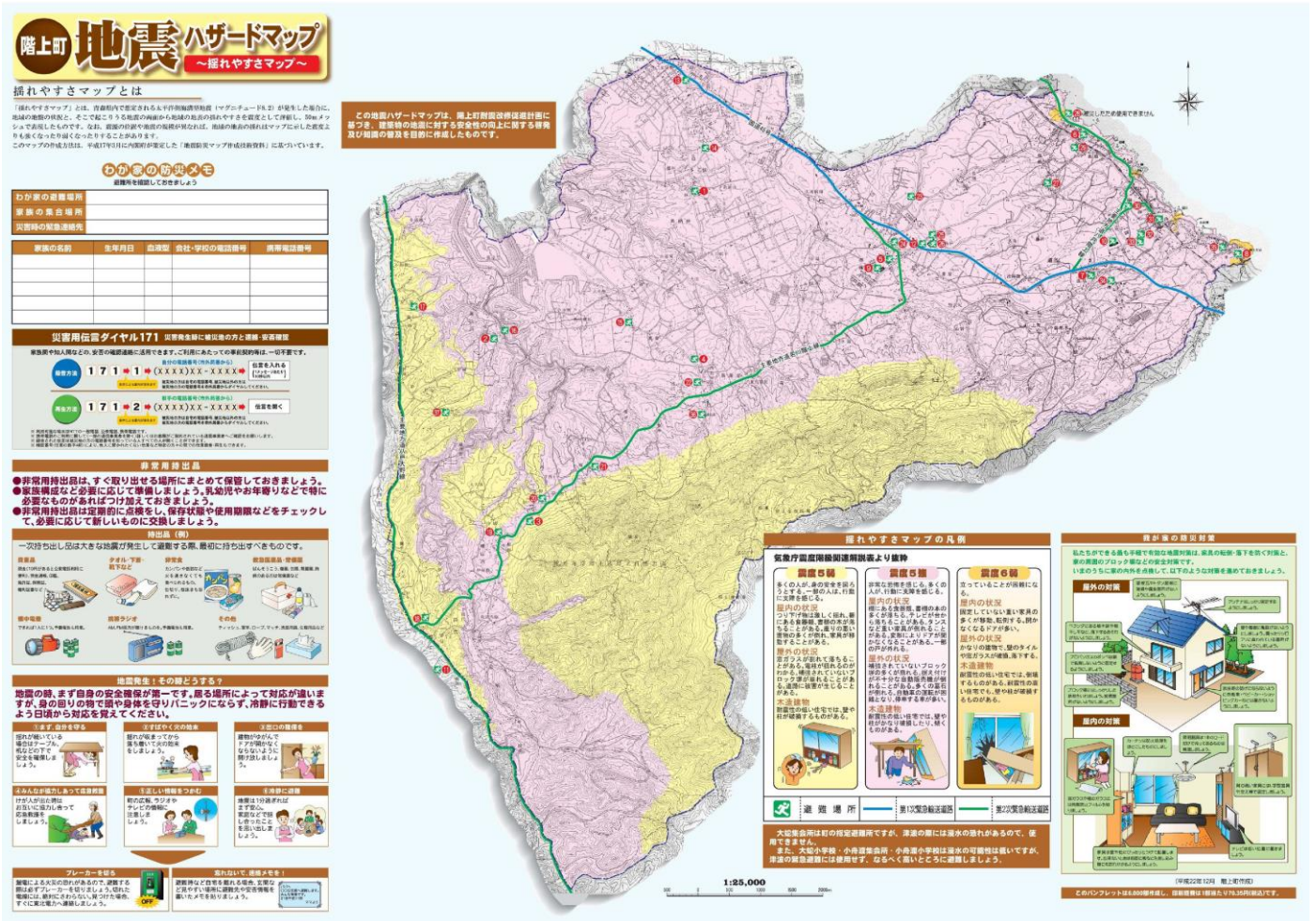


図 揺れやすさマップ

揺れやすさマップによると各学校周辺では、下表に示す震度が予測されている。

表 学校周辺における震度

学校名	震度
石鉢小学校	震度 5 強
階上小学校	震度 5 強
赤保内小学校	震度 5 強
道仏小学校	震度 5 強
大蛇小学校	震度 5 強
小舟渡小学校	震度 5 強～震度 6 弱
道仏中学校	震度 5 強
階上中学校	震度 5 強

震度に応じて一般的に下表に示すような被害が生ずると言われている。

表 震度階級に応じた被害等

出典：気象庁震度階級関連解説表

震度階級	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強					震度 7
計測震度	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5 以上
人の 体感・行動	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	大半の人が、物につかまったり歩くことが難しくなる。行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。					
屋内の 状況	電灯など、つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器、本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動したり、倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。					固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の 状況	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。					壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物 (住宅)	耐震性が 高い	-----	-----	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。					壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。
	耐震性が 低い	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下し、建物が傾いたり、倒れるものもある。					傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※計測震度は、震度計で計測される震度である。

(2) 青森県津波浸水予測図

浸水予測区域内にある大蛇小学校では、下図および次ページの図に示すように概ね7.5m～9.0mの浸水が予測されている。また、小舟渡小学校では、概ね8.0m～10.0mの浸水が予測されている。

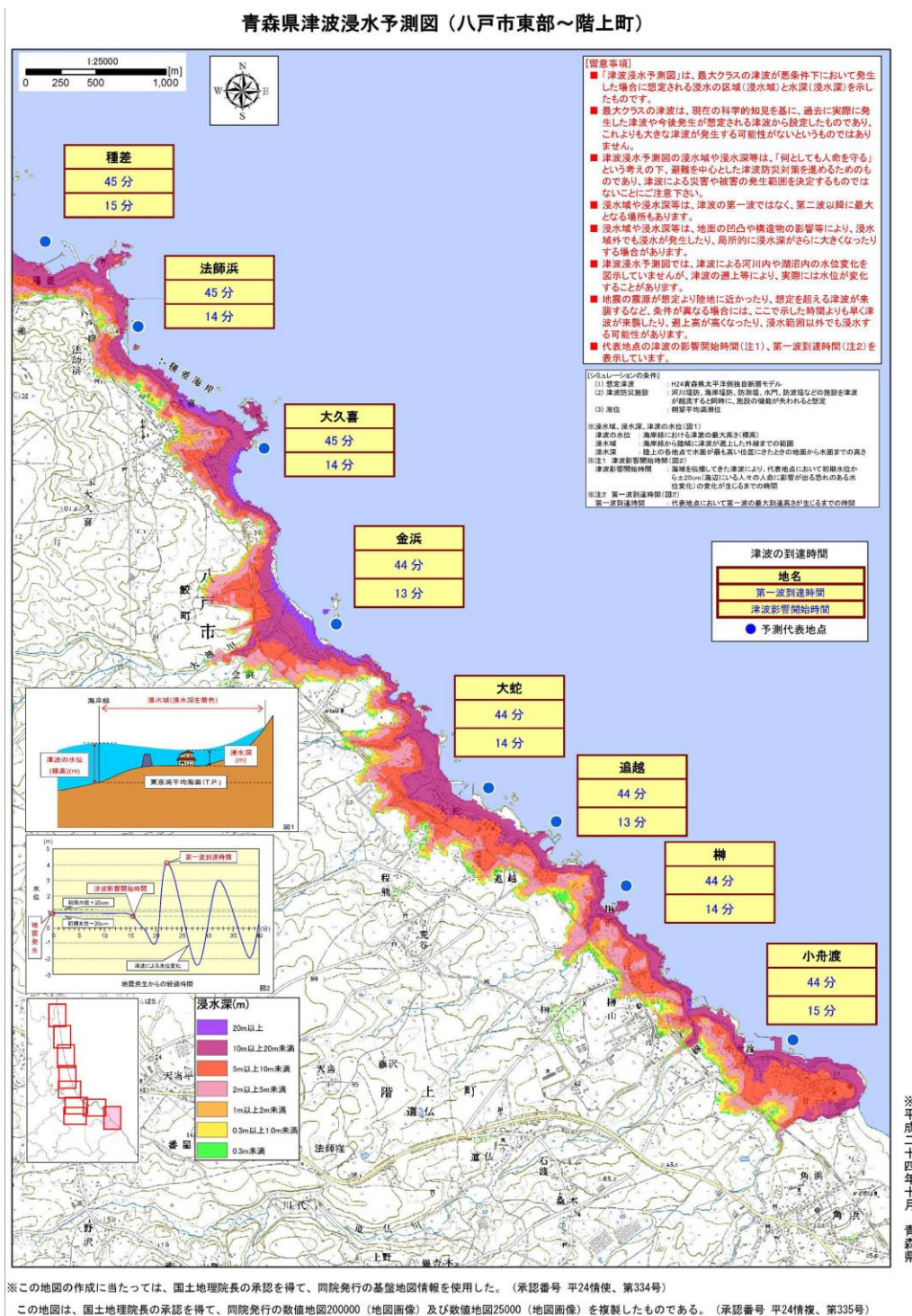


図 青森県津波浸水予測図

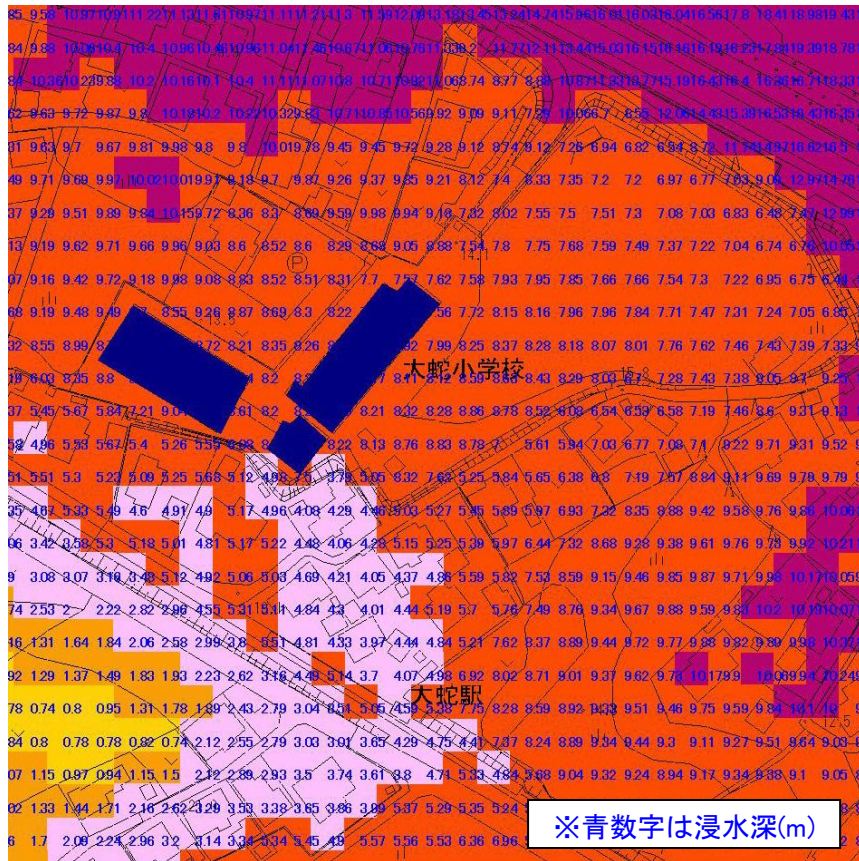


図 青森県津波浸水予測図(大蛇小学校周辺拡大図)

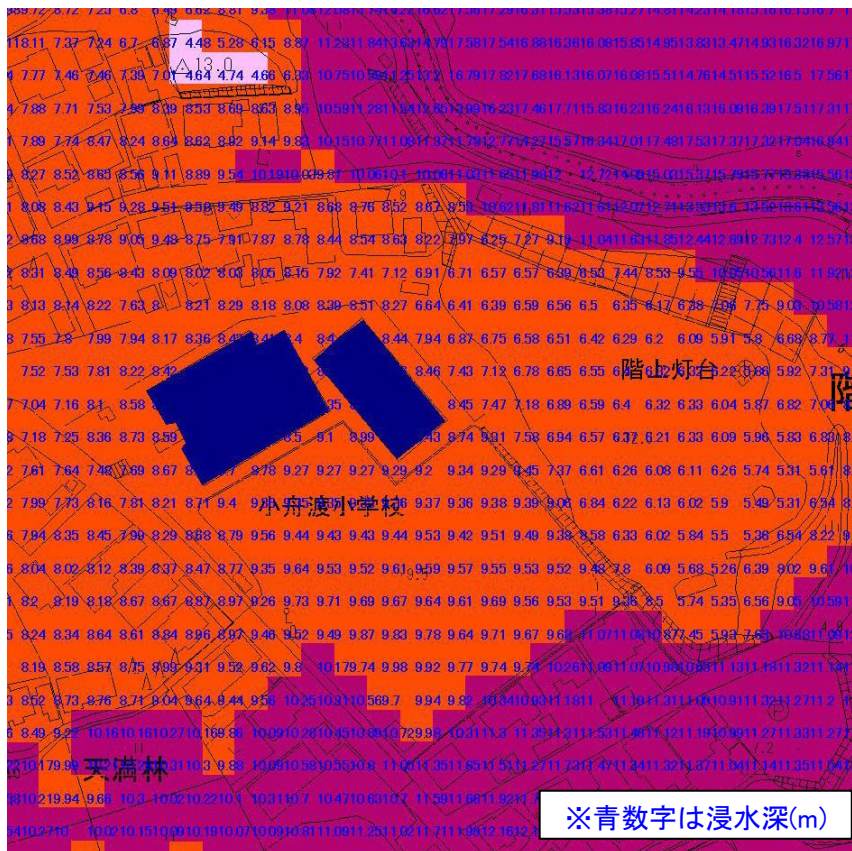


図 青森県津波浸水予測図(小舟渡小学校周辺拡大図)

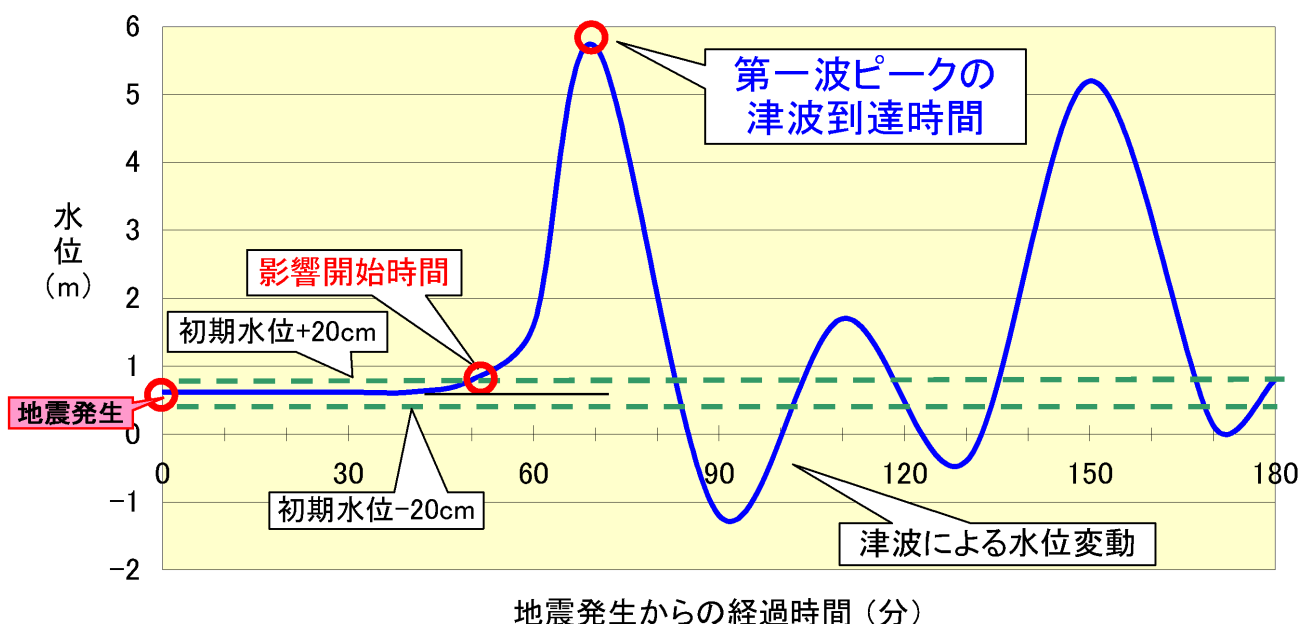
また、津波の最大水位と到達が予想される時間を下表に示す。

表 津波到達時間と最大水位

代表地点	第1波		最大波(第1波以降)		津波影響開始時間
	最大水位	到達時間	最大水位	到達時間	
大蛇	17.7m	44分	第1波が最大	同左	14分
追越	17.1m	44分	〃	〃	13分
榊	16.7m	44分	〃	〃	14分
小舟渡	17.0m	44分	〃	〃	15分

※代表地点は、海岸線から100m～500m程度沖合に設定

津波水位変動



【影響開始時間】

地震発生から海岸・海中の人命に影響が出るおそれのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間

【第1波到達時間】

地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間(津波は繰り返しかつ来襲するため第1波が最大となるわけではないので注意が必要)



(3) 階上町土砂災害防災地図

階上町土砂災害防災地図は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を示し土砂災害発生のおそれのある区域を町民等に周知している。

町内に土砂災害警戒区域等が敷地内に分布する小中学校は、存在していない。しかし、通学路等の道路の周辺には、土砂災害警戒区域等が存在しており、大雨時や地震時には、通過に注意する必要がある。

土砂災害警戒区域等は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、青森県が溪流及び斜面など土砂災害(がけ崩れ、土石流)のおそれがある区域を指定したものである。

表 土砂災害警戒区域等

分類	凡例	内容
土砂災害警戒区域		土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域(イエローゾーン)
土砂災害特別警戒区域		土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれのある区域(レッドゾーン)

土砂災害は、発生を予測することが困難であるが、発生した場合には、住宅が土砂に押し潰されるなどで、被害が大きくなることが多い。土砂災害発生の前兆現象を察知した場合には、早めに避難する必要がある。

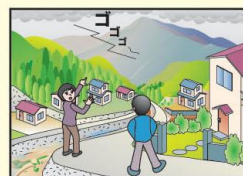
土石流の前兆現象



① 川の流れがにごり、流木が混ざりはじめる。

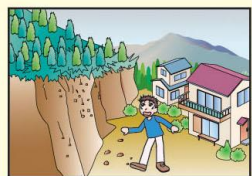


② 雨は降り続けているのに川の水位が下がる。



③ 山鳴りがする。

がけ崩れの前兆現象



① がけから小石がパラパラと落ちてくる。



② がけから水が湧き出ている。



③ がけに割れ目がみえる。

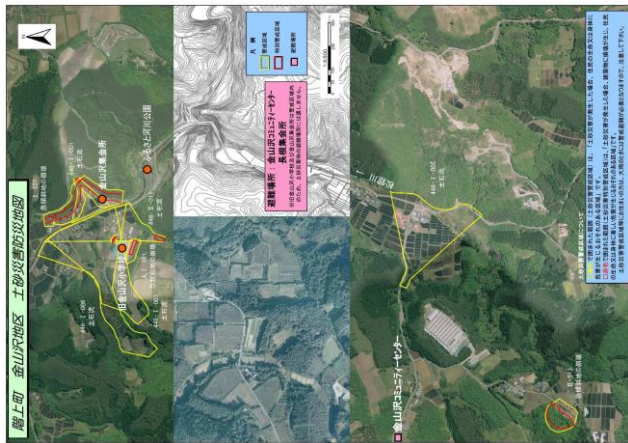
図 土砂災害の前兆現象



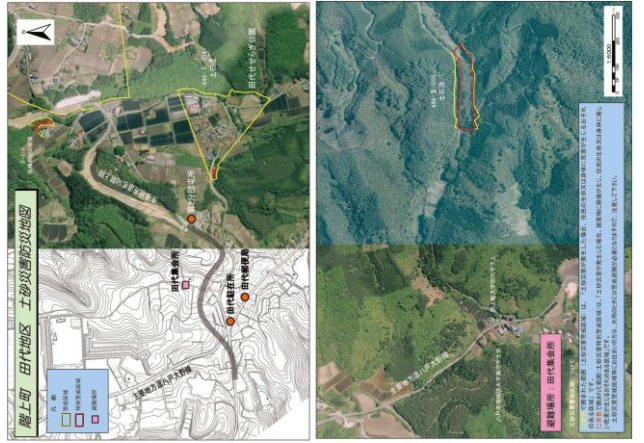
土砂災害防災地図(石鉢地区)



土砂災害防災地図(角柄折地区)



土砂災害防災地図(金山沢地区)



土砂災害防災地図(田代地区)



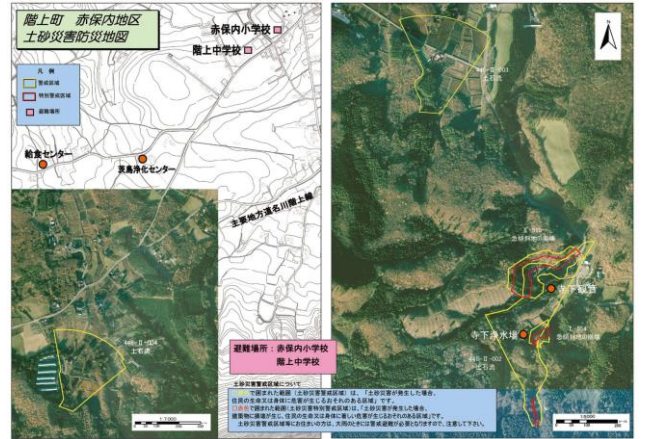
土砂災害防災地図(晴山沢地区)



土砂災害防災地図(平内地区)



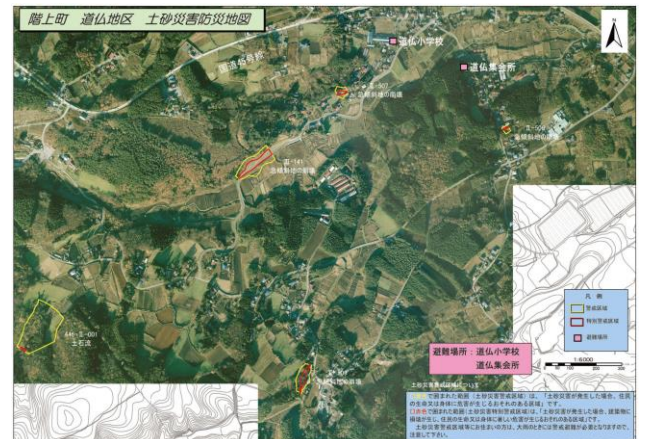
土砂災害防災地図(鳥屋部地区)



土砂災害防災地図(赤保内地区)



土砂災害防災地図(追越・榎地区)



土砂災害防災地図(道仏地区)



土砂災害防災地図(小舟渡地区)

(4) 風水害・雪害の実績

① 水害

町では、水害による被害は比較的少ないが、小規模なものは発生しているため河川の改修等により解消されているものの集中豪雨及び長雨等による災害がみられる。なお、近年では昭和 33 年 9 月の集中豪雨、昭和 57 年の豪雨による水害が大きな被害をもたらしている。

② 風害

町では、風害による被害は比較的少ないが、小規模なものは発生している。当地方の特色としては、春先の乾燥した強風があげられる。昭和 56 年 8 月の台風 15 号の暴風は、農作物及び農業用施設等に大きな被害をもたらしている。

③ 雪害

町における積雪量は比較的少なく、特に東部地区においては、ほとんど積雪がなく、山間部においても平均積雪量は 30cm 程度であるが、昭和 52 年 2 月の豪雪は、鶏舎、養蚕施設等に大きな被害をもたらしている。

(出典：階上町地域防災計画)

2-2 気象庁が発表する災害に関する情報の把握

(1) 緊急地震速報

地震はP波と呼ばれる小さな揺れのあと、S波と呼ばれる大きな揺れが来る。緊急地震速報は、このP波をとらえ、地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に気象庁が発表する。テレビやラジオなどを通じて、速報の発表がされる。

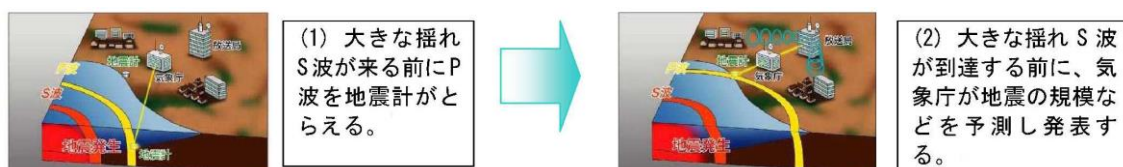


図 緊急地震速報のイメージ

緊急地震速報には、下表に示すように2種類のものがある。

表 緊急地震速報の種類

種類	用いる名称	内容
地震動警報	「緊急地震速報(警報)」 または「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もある。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。

(2) 地震に関する情報

気象庁は地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

表 地震情報の種類と発表基準

地震情報の種類	発表基準	内容
震度	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合は発表しない)	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

(3) 津波に関する情報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表する。また、津波による被害の心配がない場合、若干の海面変動が予想される場合には、津波予報が発表される。

表 大津波警報等の発表基準と津波高さの予想の区分

分類	発表基準 (H：予想高さ)	発表する津波の高さ		解説文
		数値的表現	定性的表現※	
大津波警報	10m<H 5m<H≤10m 3m<H≤5m	10m 超 10m 5m	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	1m<H≤3m	3m	高い	①津波による被害が発生します。 (以下、大津波警報の②・③と同様)
津波注意報	0.2m≤H≤1m	1m	(なし)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

定性的表現：発生した地震の震源などが不明瞭で、予想される津波の高さが不明確な場合に、津波の高さを表現するために使われる。

② 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表する。

表 津波情報の種類

津波到達予想時刻と予想される津波の高さに関する情報
津波観測に関する情報
沖合の津波観測に関する情報
地震の震源、規模に関する情報

(4) 気象に関する情報

① 警報、注意報

気象庁は、気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときに警報を発表して、注意や警戒を呼びかける。また、気象庁は、警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報を補完したりするために気象情報を発表することがある。特に大雨警報発表時には、降雨が災害の発生につながるような、稀にしか観測されない雨量であることを周知するために記録的短時間大雨情報を発表することがある。

表 警報と注意報の発表基準

種類		発表基準	
警報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量40mm 平坦地以外：1時間雨量 50mm
	暴風	平均風速	陸上：18m/s 海上：25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上：18m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ35cm 山沿い：12時間降雪の深さ 40cm
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	1.3m
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量25mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量25mm 平坦地以外：1時間雨量 30mm
	強風	平均風速	陸上：13m/s 海上：18m/s
	風雪	平均風速	陸上：13m/s 雪を伴う 海上：18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	なだれ	①：山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②：積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続	
記録的短時間大雨情	1時間雨量	90mm	

※大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報の発表には、1時間雨量を基本に河川の流域の状態や土壌の状態を指数化したものも使われている。


1時間雨量	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	車に乗っていて	災害発生状況
10~20mm	やや強い雨	ザーザーと降る。	 地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	—	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20~30mm	強い雨	どしゃ降り	 傘をさしてもぬれる。	ワイパーを速くしても見づらい。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30~50mm	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる。
50~80mm	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴと降り続く)。	 傘は全く役に立たなくなる。	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。
80mm~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。			雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

図 雨の強さと降り方




平均風速	予報用語	人への影響	屋外・樹木の様子	車に乗っていて	建造物の被害
10~15m/s	やや強い風	 風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る。	10m/sで道路の吹流しの角度が水平となる。高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける。	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。
15~20m/s	強い風	 風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる。	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常で運転するのが困難となる。	ビニールハウスが壊れ始める。
20~25m/s	非常に強い風	 しっかりと身体を確保しないと転倒する。		樹木が根こそぎ倒れはじめる。	車の運転を続けるのは危険な状態となる。
25~30m/s		 立ってられない。屋外での行動は危険。	ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外の外装材がはがれ、飛び始める。		
30m/s以上	猛烈な風	 立ってられない。屋外での行動は危険。	屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。		

図 風の強さと吹き方

② 台風情報

気象庁が発表する台風情報は、台風の実況と予報からなり、台風の実況の内容は、台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10 分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域である。また、台風の予報の内容は、72 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域である。

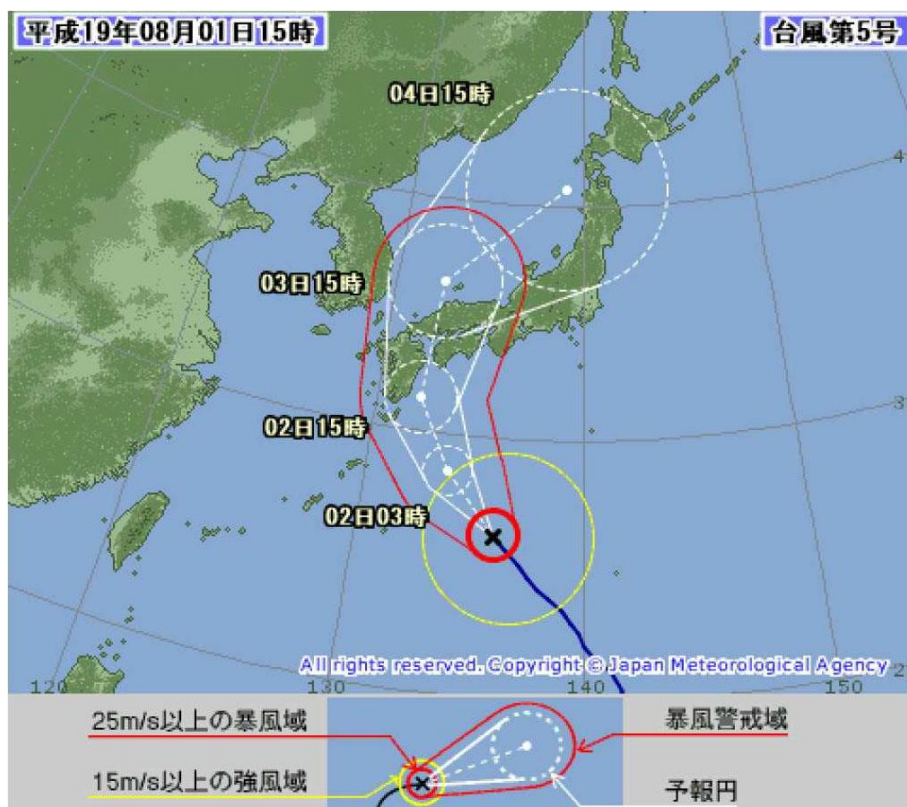


図 台風情報の例

出典：気象庁資料

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、次ページに示す表のように風速（10 分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現する。「大きさ」は「強風域（風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲）」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分している。

さらに、強風域の内側で風速 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を暴風域と呼んでいる。

表 台風の大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

表 台風の強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

③ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

長崎県土砂災害警戒情報 第1号

平成22年5月23日 17時40分
長崎県 長崎海洋気象台 共同発表

【警戒対象地域】

雲仙市* 南島原市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告等の情報に注意してください。

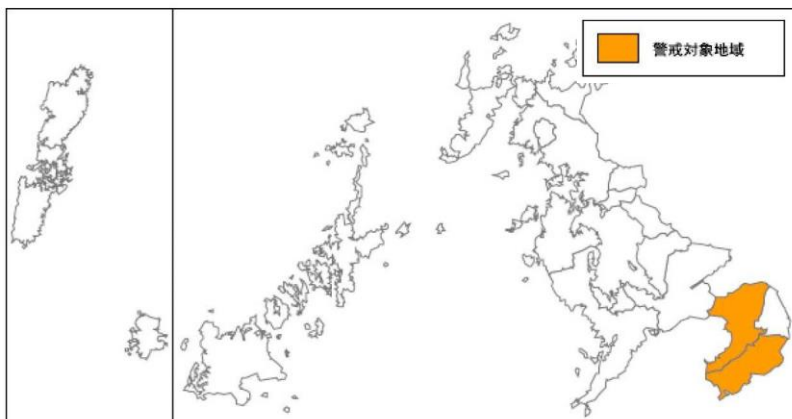


図 土砂災害警戒情報の発表例

2-3 学校防災体制の整備

本校の災害発生時の対策本部の組織は、下図に示すものとする。

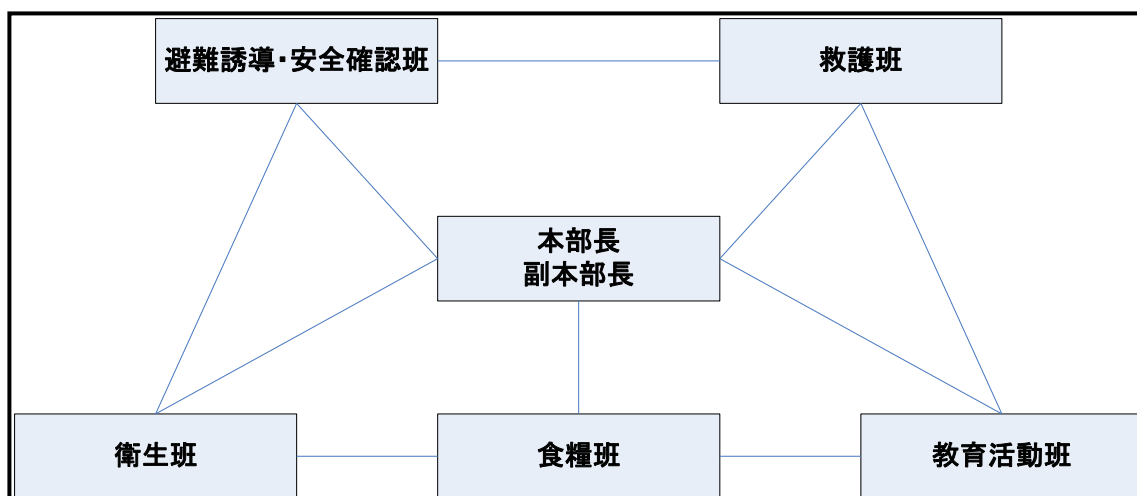


図 学校災害対策本部

災害対策本部の教職員の役割分担は、下表に示すものとする。

表 災害対策本部の教職員の役割

組織	主な役割
本部長 (校長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総指揮 ・ 避難の判断 (事務職員が電話対応等の補佐を行う。)
副本部長 (教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長補佐(校長不在の場合は、本部長とする。) ・ 連絡と調整、状況把握と教育委員会等への報告 ・ 機械警備解除 ・ 電気、暖房、危険物(薬品、ガス、灯油、破損箇所等)管理
避難誘導・安全確認班 (班長：生徒指導主任) (班員：学年主任、学級担任、授業担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒、教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定と本部長への報告 ・ クラス全員の安否確認、本部長への報告 ・ 児童・生徒、教職員の家族の被災状況と安否確認 ・ 児童・生徒の安全確保と安全指導 ・ 校内や近隣の巡視 ・ 被害状況把握 ・ 通学路等の安全確認 ・ 出火防止、初期消火活動 ・ 保護者との情報網確保 ・ 児童・生徒の保護者への引き渡し ・ 引き渡しカードの作成

救護班 (班長：養護教諭) (班員：事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所開設 ・ 救護活動 ・ 病院との連絡と調整 ・ 本部長への報告と調整
衛生班 (班長：研修主任) (班員：事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ、毛布、着替え、ゴミ、水飲み場、玄関、教室、食糧、食事、喫煙所などの生活面全般の衛生管理 ・ 本部長への報告と調整
食糧班 (班長：事務職員) (班員：事務職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧、飲料水の確保、運搬、保管 ・ 本部長への報告と調整
教育活動班 (班長：教務主任) (班員：全教員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設中、閉鎖後の教育活動の計画と実施 ・ 本部長への報告と調整

学校災害対策本部の教職員の参集体制は、下表に示すものとする。

表 学校災害対策本部要員参集計画

災害の程度	学校動員	学校災害対策本部		
	動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
町域で震度4、または震度5弱を観測したとき	校長 または教頭	今後発表される情報に留意する。	自宅で待機し、今後発表される情報に留意する。	学校からの指示があるまでは予定どおり。
青森県太平洋沿岸に津波注意報が発表されたとき				
町域で震度5強を観測したとき	校長 教頭 応急対策要員	直ちに配備につく。	直ちに出勤し配備につく。	直ちに帰校し配備につく。
青森県太平洋沿岸に津波警報が発表されたとき				
災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき				
町域で震度6弱以上を観測したとき	全職員	直ちに配備につく。	教職員自身と家族等の安全を確保のうえ、直ちに出勤し配備につく。	家族等の安全を確保のうえ、直ちに帰校し配備につく。
青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表されたとき				
町全域にわたる被害、または特に甚大な局地的災害が発生したとき				

※大津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする。また、津波浸水想定区域内の学校の教職員は、勤務時間外、出張中の場合、教育委員会に出勤し、指示に従う。

※津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたときの参集計画は、東部地域（道仏小学校、大蛇小学校、小舟渡小学校、道仏中学校）を対象とする。

2-4 避難施設の設置

(1) 避難先

学校の避難先は、以下のとおりとする。

- ・避難場所 ——> 校庭
- ・避難所 ——> 校舎・体育館

ただし、校舎・体育館が地震の揺れの影響で使用できなくなった場合は、地域防災計画で指定する使用可能な近隣の施設を避難所とする。

なお、津波による浸水の可能性がある東部地域については、大津波警報、または津波警報が発表された場合の避難施設を下表に示すとおりとする。

表 大津波警報・津波警報発表時の避難施設

学校名	緊急避難場所	津波避難所
大蛇小学校	アスナ公園	町民体育館
小舟渡小学校	消防団第一分団屯所	道仏中学校

各学校の敷地の標高、耐震性を下表に示す。

表 校舎等の標高、耐震性

学校名	敷地標高	校舎		体育館	
		建築年月	耐震性	建築年月	耐震性
石鉢小学校	125m	昭和 60 年 2 月	あり	昭和 60 年 11 月	あり
階上小学校	146m	平成 6 年 1 月	あり	平成 6 年 1 月	あり
赤保内小学校	132m	平成 9 年 5 月	あり	平成 9 年 9 月	あり
道仏小学校	59m	平成 12 年 2 月	あり	平成 12 年 2 月	あり
大蛇小学校	14m	昭和 45 年 3 月	あり	昭和 58 年	あり
小舟渡小学校	10m	平成元年 3 月	あり	平成 2 年 8 月	あり
道仏中学校	50m	昭和 56 年 11 月	あり	昭和 57 年 11 月	あり
階上中学校	128m	昭和 47 年 3 月	あり	昭和 47 年 12 月	あり

※敷地の標高は、災害復興計画基図(縮尺 1/2, 500、平成 24 年 1 月 国土地理院作成)にもとづく推定値

※校舎の建築年月は、2 棟以上が別の時期に建築された場合、最古のものを記載した。

※耐震性の有無は、建築年月をもとに推定：新耐震基準に移行する昭和 56 年 5 月以前に施工開始した建物は、耐震性なしと判定することにした。ただし、大蛇小学校の校舎、階上中学校の校舎、体育館は、耐震改修が実施されているため、耐震性ありと判定した。

(2) 津波避難経路(大蛇小学校)

大蛇小学校の緊急避難場所「アスナ公園」、津波避難所「町民体育館」への経路を下図に示す。

- ・大蛇小学校からアスナ公園までの距離：0.4km
- ・アスナ公園から町民体育館までの距離：2.8km

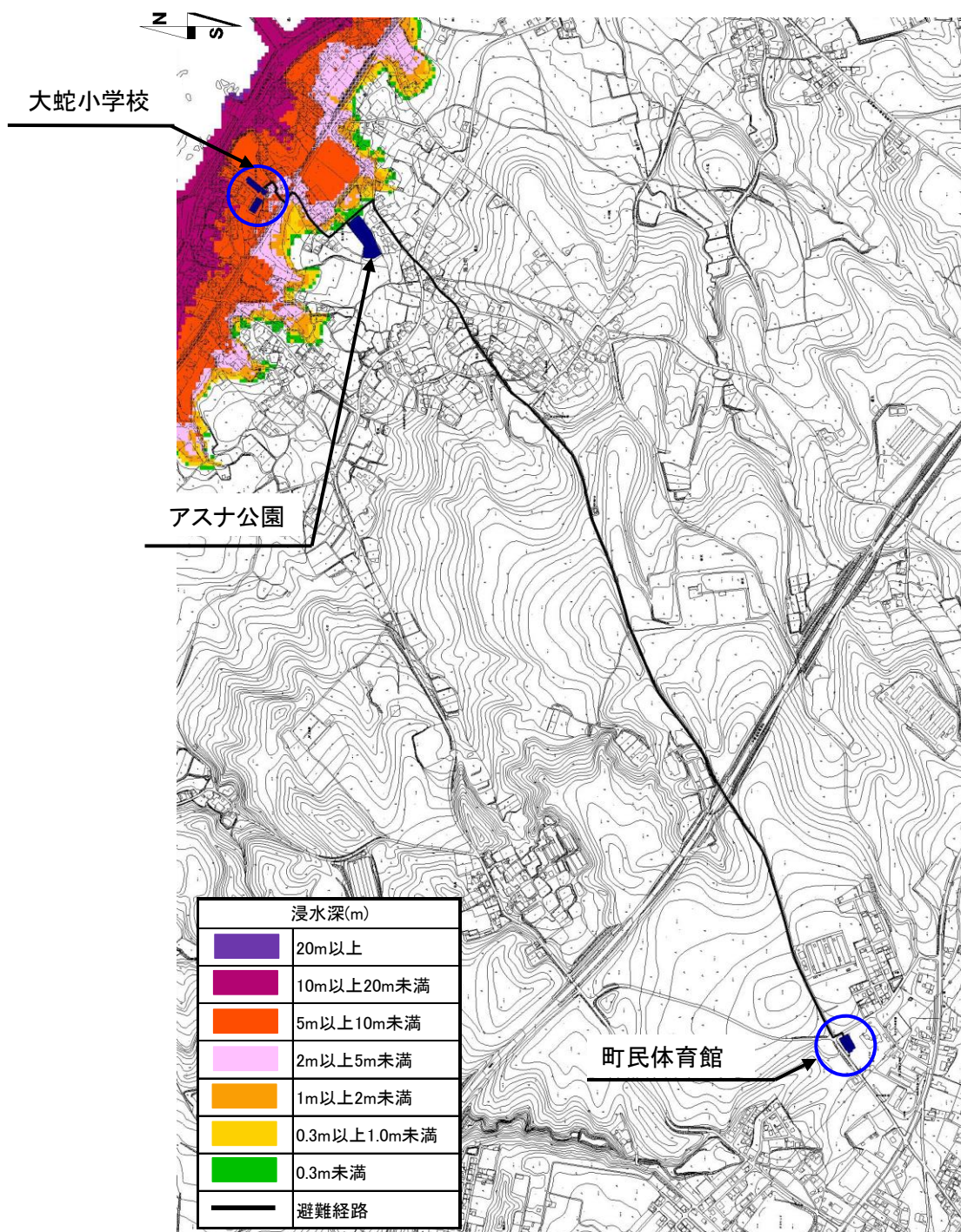


図 避難経路(大蛇小学校)

(3) 津波避難経路(小舟渡小学校)

小舟渡小学校の緊急避難場所「消防団第一分団屯所」、津波避難所「道仏中学校」への経路を下図に示す。

- ・小舟渡小学校から消防団第一分団屯所までの距離：1.6km
- ・消防団第一分団屯所から道仏中学校までの距離：1.3km

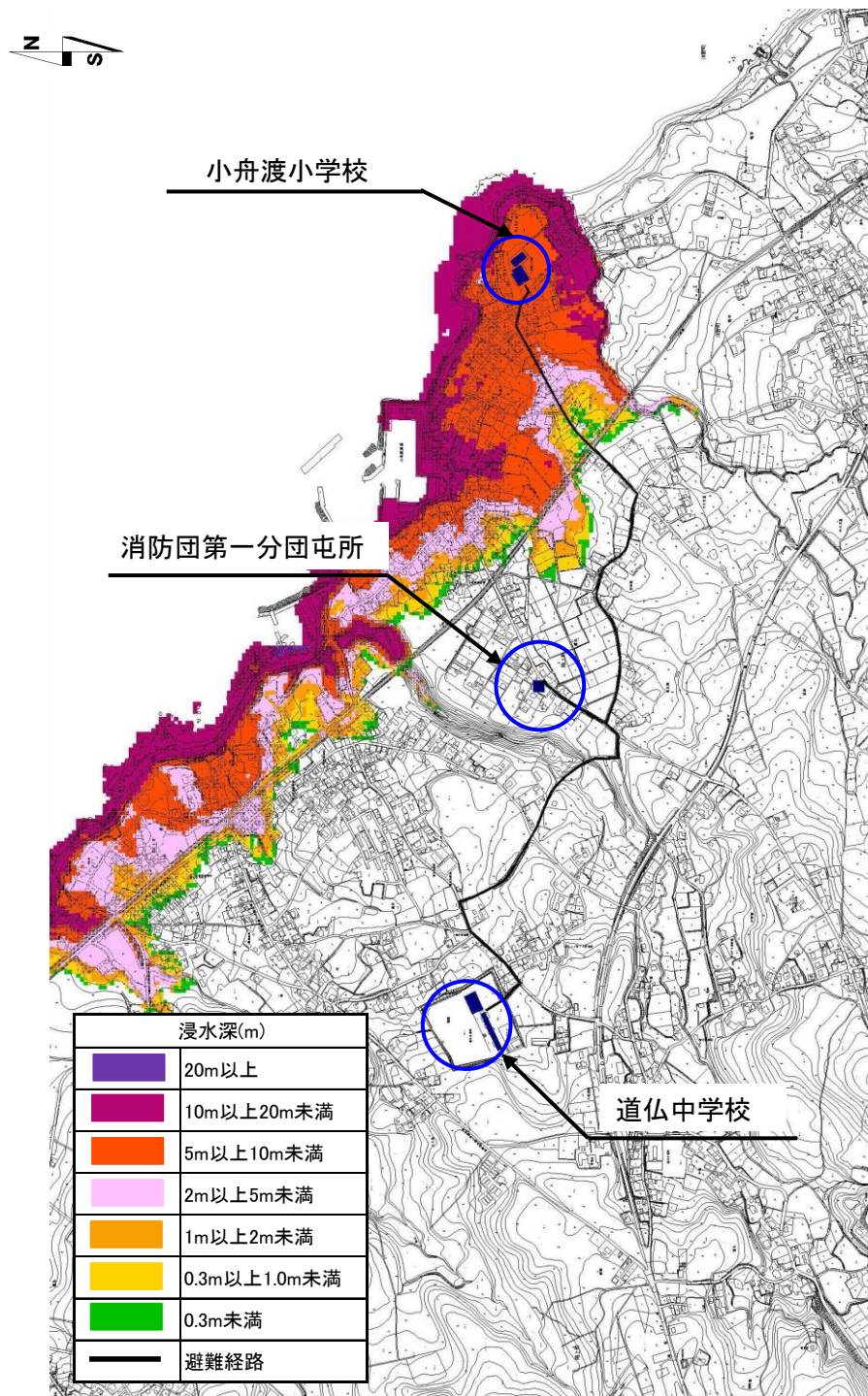


図 避難経路(小舟渡小学校)

2-5 津波による災害の発生が予想されるとき避難基準と、とるべき行動

津波による災害の発生が予想されるとき避難は、以下のとおりとする。ただし、この基準は、東部地域を対象とする。

- ・青森県太平洋沿岸に津波注意報が発表されたとき：学校待機とするが、直ちに避難できるように準備をする。
- ・青森県太平洋沿岸に津波警報、または大津波警報が発表されたとき：直ちに緊急避難場所に避難し、その後、必要に応じて津波避難所に避難する。

2-6 児童・生徒に対する地震、津波に係わる指導

- ・地震、津波の危険から自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するため、自らの危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、将来的には、支援者として安全で安心な地域づくりに貢献する意識を高めることを目的として、防災教育を実施する。
- ・東日本大震災では、「想定にとらわれない、最善を尽くす、率先避難者となる」という避難の3原則が活かされたことを参考に、児童・生徒に対して、将来にわたる防災意識の基礎を築くために防災教育を行う。
- ・計画的、かつ定期的に防災訓練を実施し、児童の避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

【参 考】

- ・階上町防災教育カリキュラム(別紙)
- ・階上町防災訓練マニュアル(別紙)

2-7 臨時休校の基準

・原則として下表に示す基準により臨時休校の措置を判断する。

分類	発生程度および発表程度	その他の要因
地震	○震度 5 強以上の地震が町域で発生した場合 ○震度の強弱に関わらず、危険および被害が発生した場合	○停電が 4 時間以上継続した場合 ○断水が 4 時間以上継続した場合
津波	○津波警報および大津波警報が発表された場合、または避難指示が発令された場合(東部地域の小中学校のみ)	○危険と考えられる施設破損および授業に支障が生じた場合
風水害	○大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報が発表され、危険および被害の発生が予想される場合、もしくは発生した場合	○通学等に支障が生じた場合
雪害	○大雪、暴風雪警報が発表され、危険および被害の発生が予想される場合、もしくは発生した場合	

災害時の休校措置等の伝達
 上記休校基準に達した場合、朝 6 時までには休校を判断し、児童・生徒及び保護者には、防災行政無線及びほっとスルメールにより 6 時 30 分までに伝達する。

2-8 保護者との緊急連絡体制の確立

保護者に対しての周知内容

- ・前ページの表に示す基準に応じて、臨時休校とする。
- ・在校中に階上町域で震度 5 強以上の地震が発生した場合、学校は児童・生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまで保護する。
- ・青森県太平洋沿岸に津波警報、または大津波警報が発表された場合は、東部地域の学校は児童・生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまで保護する。
- ・避難所及び児童・生徒の引渡場所を保護者に常時、周知しておく。
- ・「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」を保護者に年度初めに提出させ、クラス担任が施錠できる場所に保管する。「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」は、年度末に校長立ち会いのもとクラス担任が焼却処分する。
- ・臨時休校等の措置は、防災行政無線、ほっとスルメールにより保護者に伝達する。

児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード

児童・生徒氏名		性別	男 女	学年 学級	年 組 番
住 所	(電話：)				
保護者名		児童・生徒との関係			
本校に在籍する 兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 組 番 氏名()	年 組 番 氏名()		
緊急時の連絡先 (職場等)	個人携帯電話 職場等の名称 職場等の電話	E-mail			
引き取り者名		児童・生徒との関係			
避難所					
引き渡し日時	月 日() 時 分	教職員名			
【連絡メモ等】					

※太線の枠内は、年度初めに保護者が記入し、クラス担任に提出する。

引取り者がいない児童・生徒への配慮

- ・児童・生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ落ち着かせる。
- ・必ず教職員が付添い、児童・生徒に安心感を与える。
- ・児童・生徒には、不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- ・電話や通信機能が回復したら、直ちに保護者等の緊急連絡先に連絡をとる。
- ・連絡が取れない場合は、引取り者が来るまで学校で保護する。

2-9 安全点検

下表に従い毎年1回、施設や設備の安全点検を実施する。

表 学校における地震対応のための安全点検(施設・設備)

管 理 点 検 表(年度)				
		点検者(印)		
場 所	点検項目	点検結果	不良箇所	処理月日
教室・特別教室・準備室等	1	机、イスは破損していないか。		
	2	床は滑りやすく、また破損箇所はないか。		
	3	窓や戸の開閉ができるか。		
	4	電気機器の故障はないか。		
	5	照明器具の破損はないか。		
	6	壁や天井等から物が落下するおそれはないか。		
	7	カーテン・レールの破損はないか。		
	8	テレビや附属機器が倒れないよう安全対策は万全か。		
	9	コピー機は固定されているか。		
	10	室内の整理整頓は良いか。		
	11	刃物は定位置に保管されているか。		
	12	必要な箇所の施錠が確実にできているか。		
	13	薬品、棚の整理・保管ができているか。		
	14	ガス栓・ガスの配管などに故障はないか。		
	15	換気装置に異常はないか。		
	16	放送に関する施設・設備に異常はないか。		
流し槽	1	器具に破損はないか。		
	2	排水口は詰まっていないか。		
	3	流し槽は清潔に保たれているか。		
	4	床が滑りやすい状態ではないか。		
廊下等	1	通行の妨げになる物は排除されているか。		
	2	滑りやすく危険な所はないか。		
	3	靴箱が倒れる危険はないか。		
	4	非常口は開放できる状態にあるか。		
	5	扉、引戸はスムーズに開閉できるか。		
トイレ	1	ドア、戸口の鍵は破損していないか。		
	2	床、足場は滑りやすくなっていないか。		
	3	便器、シャワーの破損、水漏れ、排水不良はないか。		
	4	窓枠、窓ガラスの破損はないか。		
	5	洗濯機等の異常・故障はないか。		
	6	ガス湯沸器等の異常、故障はないか。		
	7	換気装置に異常はないか。		
その他	1	遊具などに危険箇所はないか。		
	2	周囲に危険な物が落ちていないか。		
	3	自転車置き場がきちんと整備されているか。		
	4	農具類はきちんと整理されているか。		

※点検結果の列 ○：良好 ×：不良

下表に従い毎年1回、非常用品の点検を実施する。

表 非常用品管理点検表

管 理 点 検 表(年度)					
非常用品	管理場所	数 量	管理責任者	点検者(印)	
				点検 結果	特記 事項
救急箱	保健室、職員室				
医薬品	保健室				
担架	保健室、職員室				
AED	保健室				
テレビ	校長室、職員室				
ラジオ	職員室、事務室				
ハンドマイク	体育教官室、職員室				
トランシーバー	事務室				
屋外放送器	放送室				
非常食	体育館				
飲料水	体育館				
飲料水浄化装置	倉庫				
消火器	各棟各階				
バケツ	各棟各階				
ロープ	管理棟1階倉庫				
ボール	管理棟1階倉庫				
ジャッキ	管理棟1階倉庫				
ハンマー	管理棟1階倉庫				
ノコギリ	管理棟1階倉庫				
鉈(なた)	管理棟1階倉庫				
一輪車	管理棟1階倉庫				
スコップ	管理棟1階倉庫				
つるはし	管理棟1階倉庫				
軍手	管理棟1階倉庫				
脚立	管理棟1階倉庫				
ハシゴ	管理棟1階倉庫				
懐中電灯	事務室				
発電機	グラウンド倉庫				
非常灯	事務室				
ヘルメット	各教室、職員室等				
毛布	保健室、体育館				
テント	グラウンド倉庫				
ビニールシート	体育館				
防災服	事務室				
長靴	トイレ				
合羽(カッパ)	倉庫				
模造紙	事務室				
印刷用紙	事務室				
マジック	事務室、職員室				
ガムテープ	事務室、職員室				
乾電池	事務室				
電子レンジ	調理室				
コンロ	調理室、事務室				

※点検結果の列 ○：良好 ×：不良

3 地震、津波発生への対応

3-1 地震が在校中に発生した場合

<具体的事例>

3 時間目の授業中に震度 5 強以上の強い地震が発生した。大きな揺れとともに、室内の備品等の移動が見られ、窓ガラスが割れるなどの被害があった。

(震度 5 弱以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	児童
地震発生	防災行政無線、インターネット等で情報の収集。指示の準備 校長・・・職員室 教頭・・・校庭(避難場所) ・情報は校長に集約する。校長は建物に異常がない場合、職員室で指揮をとる。また、必要に応じて教務主任等を補佐とする。	指示・確認(A)を行う。	指示に従い、安全の確保を行う。
揺れが収まる	校庭への避難を指示する。 ・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。	指示・確認(B)を行う。 出席簿を持ち出し、クラス担任が点呼をとる。 学校防災体制(P.18~P.19)にもとづき、各教職員が対応する。 確認できない児童・生徒がいる場合は、余震や建物の損壊状況を見て救護を行う。 教室内にガラスの破損がある場合には、児童・生徒を教室に戻さない。	クラス担任等の指示に従い、速やかに避難する。
余震の有無	情報の収集に努め、2次避難実施の判断を行う。 ・余震が続く場合 一>校庭で待機 ・揺れが収まる 一>体育館	児童・生徒がパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するように努める。	
保護者の出迎えへの対応	階上町域で、震度 5 強以上である場合は、保護者等の引取りがあるので、その準備を指示する。 可能であれば、保護者にメール等で出迎えの要請を行う。	保護者の引取りに備えて、「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」を準備する。 保護者が引取に来た場合には、「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」に必要事項を記入して、児童・生徒を保護者に引き渡す。 保護者の引取りがない場合には、児童・生徒を保護する。	
教育委員会への報告	別紙様式 1 により、教育委員会へ被害状況を報告する。		学校から指示があるまで登校しない。

指示・確認(A)

○クラス担任、授業担当者は、児童・生徒の身を守るために次の指示を行う。

- ・地震発生時、転倒、落下のおそれのあるものや窓から離れ、机の下に入り、机の脚をしっかりと持たせる。
- ・机がないなど身体を保護するところがない場合は、本・衣服・かばん等で手や頭を保護し、姿勢を低くさせる。
- ・ガラスの割れによる被害を少なくするため、窓と反対側に頭を向けさせる。

○児童・生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。

○火災等の二次災害の防止に努める。

指示・確認(B)

○学習場所や避難時における対応

- ・ガラスの破損による負傷が想定されるので、窓ガラスのそばには近づかない、割れたガラスには触れないよう指示する。
- ・児童・生徒の負傷の有無や程度を確認し、負傷者の対応にあたる。
- ・応援が必要な場合は、笛や大きな声で応援を要請する(児童・生徒だけにしない)。
- ・周囲の状況、避難経路の安全を確認しながら、屋外の避難場所(運動場の中央部等)に児童・生徒を避難させる。その際、落下物から頭を保護するためのかばんを持たせるようにする。また、火災発生時には煙を吸い込まないようにハンカチ等を使用させる。
- ・避難に際しては、「おさない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない」を徹底させる。
- ・避難場所では、クラス単位で集合させ、負傷の有無を確認し、人員点呼を行い、結果を報告する。(担任→学年主任→教頭→校長)

○避難場所での対応

- ・不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす。
- ・負傷者がいる場合は、教職員相互で連携し、救急車の派遣要請を行うとともに、保護者へ連絡するなどの措置を行う。
- ・余震の可能性が高いことから、できる限り屋内での避難はさける。その後、余震等の状況も見ながら、避難場所を比較的安全性の高い屋内(体育館等)に移動させ、保護者等の迎えに備える。
- ・児童・生徒を迎えにきた保護者等には、引き取り記録を残しておく(児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード)。

○校長及び職員室等にいる教職員の役割

- 校長は、職員室等にいる教職員に対し、次の指示を行う。
- ・防災行政無線やテレビ・ラジオ等により、地域の被害状況等を確認する。
- ・避難場所での指揮を執る。
- ・児童・生徒が避難している避難場所と職員室(校長)との連絡を密にする。
- ・児童・生徒に負傷がないか等の確認のため、見回りする。
- ・負傷者がいる場合は、必要に応じて救急車の派遣を依頼する。(消防署が要請に応じられない場合も想定しておく。)

3-2 地震が登下校中に発生した場合

<具体的事例>

登校中に震度5強以上の地震が発生した。地域では一部の建物が損壊したが、道路の使用は可能であった。

(震度5弱以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

※全教職員が出勤しておらず、児童・生徒の状況がより把握しにくい登校中の発生を想定

状況	管理職	教職員	児童
地震発生	<p>防災行政無線等で情報の収集・指示の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を校長に集約する。校長は、建物に異常がない場合職員室で指揮をとる。教頭は、情報収集を行うとともに関係機関等に連絡をする。また、必要に応じて、教務主任等を校長補佐とする。 <p>教職員の出勤状況により、柔軟な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校してきた児童の避難場所を決定する。余震が想定されるため、可能な限り屋外を避難場所とする。 ・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。 	<p>学校施設に異常がないか確認する。</p> <p>児童・生徒の安全を確保するとともに、出席者リストを作成する。</p> <p>場合により、通学路の確認に向かう。</p> <p>予め定められた学校防災体制(P.18～P.19)にもとづき対応する。</p> <p>児童・生徒がパニックを起こさないように落ちつかせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。</p>	<p>事前に登校中の大きな地震に対する行動について理解しておく。</p> <p>(ただし、児童は、震度はわからないこと(指示・確認(C))を考慮しておく。)</p> <p>クラス毎に整列し、指導者の指示に従う。</p>
保護者の迎への対応	<p>可能であれば、保護者にメール等で迎への要請を行う。ただし、通信状況が悪くなること(指示・確認(D))を考慮し、防災行政無線の利用も検討しておく。</p> <p>児童・生徒の引き渡し緊急連絡カードを用意するなど保護者等の迎への準備を行う。</p>	<p>児童・生徒の引き渡し緊急連絡カードを準備し、保護者等の迎へに備える。</p> <p>保護者等の迎へが、長時間ない場合は、避難場所での待機についても念頭におき対策を講じる。</p> <p>登校してこなかった児童・生徒の安否確認を組織的に行う。</p>	
教育委員会への報告	<p>教育委員会へ(別紙様式1により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。</p>		<p>学校から指示があるまで登校しない。</p>
安否の確認	<p>児童・生徒全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。(兄弟姉妹や近隣関係を考慮に入れる。)</p>		

指示・確認(C)

○登下校中に大地震が発生した時は、児童・生徒は一切の情報を入手できないと言ってよい。

そのような中、学校へ登校するか、自宅へ帰るかは児童・生徒にとっても判断の難しいところである。本計画では、大地震発生時に自宅か学校か、いずれか近い方に避難することを原則とする。しかし、保護者も出勤等で、自宅が不在状態である場合などは、学校へ避難させる。

また、大津波警報等が発表された場合には、防災行政無線屋外スピーカーやモーターサイレンによって避難指示の情報が伝達される。そのような場合には、高い場所に向かって避難し、決して海や川に向かって避難しないことを指導しておく。

大地震発生への対応について、日ごろから児童・生徒と保護者が話し合い、避難場所等を決めておくことが大切であることを周知しておく必要がある。

指示・確認(D)

○大地震が発生した場合、基地局やアンテナが壊れて使えなくなったり、多くの人が一度に通信機器を使用したりすることにより、電話やメールがつながりにくくなる。

一般的に大地震発生時には通信機器は使用できないことが多いことを想定しておく必要がある。そのような中で、児童生徒の安否確認を速やかに行うためには、兄弟姉妹関係を把握していたり、地区ごとに担当教職員を分担するなど、安否確認を組織的に行うための準備が必要である。

3-3 地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合

<具体的事例>

午前2時に震度5強以上の地震が発生した。地域では一部の建物が損壊したが、道路の使用は可能であった。

(震度5弱以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	児童
地震発生	速やかに学校に向かう。(指示・確認(E)を考慮しておく。) 建物や周辺の被害状況確認のための指示を行う。	速やかに学校に向かう。 予め定められた学校防災体制(P. 18～P. 19) にもとづき対応する。	
教育委員会への報告	教育委員会へ(別紙様式1により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。		学校から指示があるまで登校しない。
安否の確認	児童・生徒全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。(兄弟姉妹や近隣関係を考慮に入れる。)		

指示・確認(E)

校長は、参集した教職員に指示をし、学校災害対策本部を設置する。その際、通信が可能であれば、教職員の緊急連絡網等により、教職員の被災状況や出勤の可否について把握する。ただし、教職員の参集に時間を要し、一部の教職員による対応とならざるを得ない状況が想定されることも考慮しておく。

3-4 地震発生後に大津波警報が発表された場合

<具体的事例>

3時間目の事業中に震度6弱の地震が発生した。大きな揺れが収まり、運動場へ避難したが、高さ15mの大津波警報が発表された。

(弱い震度でも大津波警報が発表された場合には、同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	児童
地震発生	防災行政無線、インターネット等で情報の収集。指示の準備 校長・・・職員室 教頭・・・校庭(避難場所) ・情報は校長に集約する、校長は建物に異常がない場合、職員室で指揮をとる。また、必要に応じて教務主任等を補佐とする。	指示・確認(A)を行う。	指示に従い、安全の確保を行う。
揺れが収まる	運動場への避難を指示する。 ・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。	指示・確認(B)を行う。 出席簿を持ち出し、クラス担任が点呼をとる。 学校防災体制(P.18~P.19)にもとづき、各教職員が対応する。 確認できない児童・生徒がいる場合は、余震や建物の損壊状況を見て救護を行う。 教室内にガラスの破損がある場合には、児童・生徒を教室に戻さない。	クラス担任等の指示に従い、速やかに避難する。
津波、大津波警報の発表	情報の収集に努め、予測される津波の高さが高い場合や降雨、低温といった気象条件などによっては、津波避難所への2次避難実施の判断を行う。(指示・確認(F)を考慮しておく。) 津波影響エリア外の目標地点に向け、避難する。 「信号が消えた交差点」、「家屋、ブロック塀の倒壊」等の危険を想定し、誘導する。 津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。	児童生徒がパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するように努める。ただし、津波の来襲が予測される場合には、全力で緊急避難場所(高台)を目指す。	担任や教科担任等の指示に従い、速やかに避難する。6年生が1年生の手を引くなど、安全な避難について配慮する。
保護者の出迎えへの対応	階上町域で、震度5強以上である場合は、保護者等の引取りがあるので、その準備を指示する。 可能であれば、保護者にメール等で出迎えの要請を行う。	保護者の引取りに備えて、「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」を準備する。 保護者が引取に来た場合には、「児童・生徒の引き渡し緊急連絡カード」に必要事項を記入して、児童・生徒を保護者に引き渡す。 保護者の引取りがない場合には、児童・生徒を保護する。	
教育委員会への報告	別紙様式1により、教育委員会へ被害状況を報告する。		学校から指示があるまで登校しない。

指示・確認(F)

○水平方向に避難する際の対応

普段から津波影響エリア外の目標地点までの所要時間や避難経路を確認しておく。

信号が消えた交差点、家屋やブロック塀の倒壊等、避難経路の危険を想定しながら誘導する。

児童・生徒を緊急避難場所に誘導する際は、パニックにならないよう落ち着いて行動する。

津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。

○津波、大津波警報が出ていない場合であっても、避難指示が出された場合は同様の対応をとる。

(別紙様式 1)

被害状況等報告書

() 中・小学校

・記入日時 月 日 () 時 分

・記入者 ()

番号	項目	報告内容			備考
1	人的被害	死者数	児童・生徒	人	
			教職員	人	
		負傷者数	児童・生徒	人	
			教職員	人	
		不明者数	児童・生徒	人	
			教職員	人	
2	校舎被害	無 有(場所、被害状況、程度等を記入)			
3	体育館被害	無 有(場所、被害状況、程度等を記入)			
4	校内または避難場所在留中の児童・生徒数 (保護者等の出迎えがない数)	1年 (人)	2年 (人)		
		3年 (人)	4年 (人)		
		5年 (人)	6年 (人)		
		合計		人	
5	ライフライン等の状況	電気	異常なし ・ 不通		
		水道	異常なし ・ 不通		
		ガス	異常なし ・ 不通		
		電話	異常なし ・ 不通		
		FAX	異常なし ・ 不通		
6	火災発生状況	○校内の火災発生 無 ・ 有			
		○下校等に影響する火災発生 無 ・ 有			
7	進学路の状況	○登下校への影響 無 ・ 有			(校区内の建物被害状況等も加味して判断)

※被害状況が変わるごとに教育委員会教育課に FAX すること。

教育課 TEL : 0178-88-2495 FAX : 0178-88-1803

4 地震、津波避難訓練実施計画(案)

4-1 ねらい

- ・地震が発生し、その後津波があった場合、落ち着いて迅速に安全に避難できる態度を育てる。
- ・訓練を通して、地震、津波に対する理解を深め、安全避難の自主的態度を養う。

4-2 実施方法

- (1) 実施日 : 平成●年●月●日(●) ●校時
※雨天の際は延期 ●月●日(●) ●校時
- (2) 避難場所 : ●●●●●●
- (3) 災害の想定 : 授業中、階上町域に震度 6 弱の地震発生、その後、15m の大津波警報が発表
- (4) 避難命令 : 担任または授業者
- (5) 避難誘導 : ① 避難経路に従って誘導する。
② 各係は、分掌に従って行動する。
③ 児童・生徒は事前指導のとおり行動させる。
- (6) 異常の有無の報告
 - ① 安否確認、避難誘導班は、緊急避難場所に到着したら氏名点呼で児童・生徒を確認し、校長に報告する。
 - ② 他の各班の長も状況を校長に報告する。
- (7) 児童の保護者への引き渡し
 - ① 引き渡し緊急連絡カードに必要事項をクラス担任が記入して、児童・生徒を保護者に引き渡す。
 - ② クラス担任は、校内または緊急避難場所在留中の児童・生徒数を校長に報告する。
- (8) 講評 校長 評価と指導
- (9) 訓練の反省と指導 クラス担任

4-3 事前の準備と指導

- (1) 学校や地域で想定される災害について話し合う。
- (2) 避難訓練する意義を学年の発達段階に応じて指導する。
- (3) 地震が発生したときの様子や避難の仕方について VTR で学習する。
- (4) 地震の揺れへの対応や避難の仕方について具体的に指導する。
 - ① 地震の発生 まず、身体の安全の確保
 - ・教室内：近くの窓、壁の反対側に頭を向け、机の下にもぐって机の脚を両手でつかみ落下物などから身を守る。急に外に飛び出すなど勝手な行動はしない。
 - ・運動場、体育館：建物の中々近くでは、手や鞆などで頭部を保護する。運動場などの屋外では、建物から離れて集まってすわる。

- ・実験室（理科室）、作業室：危険物から離れ、薬品や火気などに注意し、避難する。
 - ・プール：入水中は、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
 - ・廊下、階段：窓ガラス、蛍光灯の落下が想定される場所を避け、中央部で頭部を保護し、姿勢を低くする。可能であれば、近くの教室の机の下にもぐる。
 - ・トイレ：逃げ出せるようにドアを開き、頭部を保護して揺れがおさまるまで動かずにいる。
- ② 地震がおさまったら すぐ、火の始末をする（無理はしない）。
- ・初期消火のチャンスは3回：「揺れはじめ」、「揺れがおさまったとき」、「出火直後」
 - ・出口の確保：教室のドアや非常口を開け放す。
 - ・避難経路に従い、児童・生徒を避難させる。
 - ・先生の指示に従って、二列に並んで避難する（来た順に並ぶ）。
 - ・教科書等で頭を保護して避難する。
 - ・高い建物やガラスのそばから離れる。
 - ・上履きのまま避難する（冬期間の場合は、外履きに履き替えることも考える）。
 - ・どんなことがあっても戻らない。
- ③ 避難の際の留意点
- ・きちんと並んで早足で避難（階段、校舎内では早足、校庭では小走りで避難する。津波の来襲が予測される場合には、全力で高台を目指す。）
 - ・あわてず、しゃべらず、落ち着いて避難させる。
（おさない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない）
 - ・遊び半分の気持ちでは行動しないように指導
 - ・クラス担任は出席簿または児童・生徒名簿を持ち、先頭になって緊急避難場所へ児童・生徒を誘導する。

4-4 避難訓練実施予定

時間	実施内容	指導上の留意点
●時●分	授業開始	
●時●分	<p>地震発生(非常ベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室にいるとき：揺れがおさまるまで机の下に潜り込む(頭を保護する)。 ・野外で授業をしているとき：授業を中止し、教師の指示に従い避難する。 ・教室以外の場所にいる児童・生徒は、高い建物やガラスのそばから離れる。揺れがおさまってから、声を掛けあつて避難場所(校庭)に集まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて指示をする。児童・生徒を安心させる。 ・避難場所は校庭、避難所は校舎、体育館(津波、大津波警報が発表された場合の東部地域の学校を除く) ・津波、大津波警報が発表された場合の東部地域の学校 <p>【大蛇小学校】 緊急避難場所はアスナ公園、津波避難所は町民体育館</p> <p>【小舟渡小学校】 緊急避難場所は消防団第一分団屯所、津波避難所は道仏中学校</p>
●時●分	<p>揺れがおさまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書等で頭を保護する。 ・教室または廊下に2列で整列する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火の始末や出口の確保をする。 ・避難の指示をする。 ・教科書等で頭を保護し、上履きのまま避難させる(冬期間の場合は、外履きに履き替えることも考える)。
●時●分	<p>避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任は出席簿を持ち、避難の誘導をする。 ・静かにすばやく避難する。 ・クラス担任および巡視係は、残留者がいないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おさない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない」をしっかり守らせる。 ・専科の授業のときは、専科の先生が誘導する(避難場所で引き継ぐ)。 ・保健室にいる児童は養護教諭が誘導 ・トイレは隣接するクラス担任が確

<p>●時●分</p>	<p>避難場所に集合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所に着いたら、静かに整列 ・クラス担任は人数確認し、校長へ報告する。 	<p>認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時に援助の必要な児童・生徒がいる場合は、クラス担任および隣接クラス担任で対応する。 ・到着した学級順に整列させる。
<p>●時●分</p> <p>●時●分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し緊急連絡カードに必要事項をクラス担任が記入して、児童・生徒を保護者に引き渡す。 ・クラス担任は、校内または避難場所在留中の児童・生徒数を校長に報告する。 <p>講評を聞く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長先生の話をしっかり聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講評を聞いて、自己反省ができるようにする。
<p>●時●分</p>	<p>教室へ移動、訓練の反省をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波のおそろしさについて再度話し合い、避難の仕方について知る。 ・反省用紙に自己反省をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪い点よりも良くできた点、しっかりできた児童生徒を賞賛できるように助言する。 ・学校以外の場所での行動、家族との約束などを家庭で相談しておくようにする。

4-5 役割分担

- ・本部長：校長
- ・通報、連絡(非常ベル、避難放送)：教頭
- ・時計：事務職員
- ・誘導係：クラス担任
- ・巡視：1階(●●●)、2階(●●●)、3階(●●●)
- ・救護：養護教諭
- ・司会進行：総務課(●●●)
- ・ビデオ：総務課(●●●)

5 避難所の開設・管理・運営への協力

地域防災計画では、「学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。」（階上町地域防災計画、地震編、第3章災害応急対策計画、第5節避難、P.924）とあることから、町が行う避難所の開設・管理・運営への協力を、以下の点について実施する。

- ・小中学校においては、「児童・生徒とその家族の安全確保」、「学校の早期再開」を最優先させる。
- ・避難所として利用することができる場所とできない場所の指示
- ・校門、体育館、教室等の開鍵
- ・児童・生徒、保護者を含む避難者の誘導
- ・資機材の貸し出しへの対応
（机、椅子、コピー機、FAX、紙、ガムテープ、テント、カラーコーン等）

下図に小中学校の避難所としての利用スペース分類例を示す。また、次ページの表に小中学校が避難所となった場合に設置すべきスペースの例を示す。

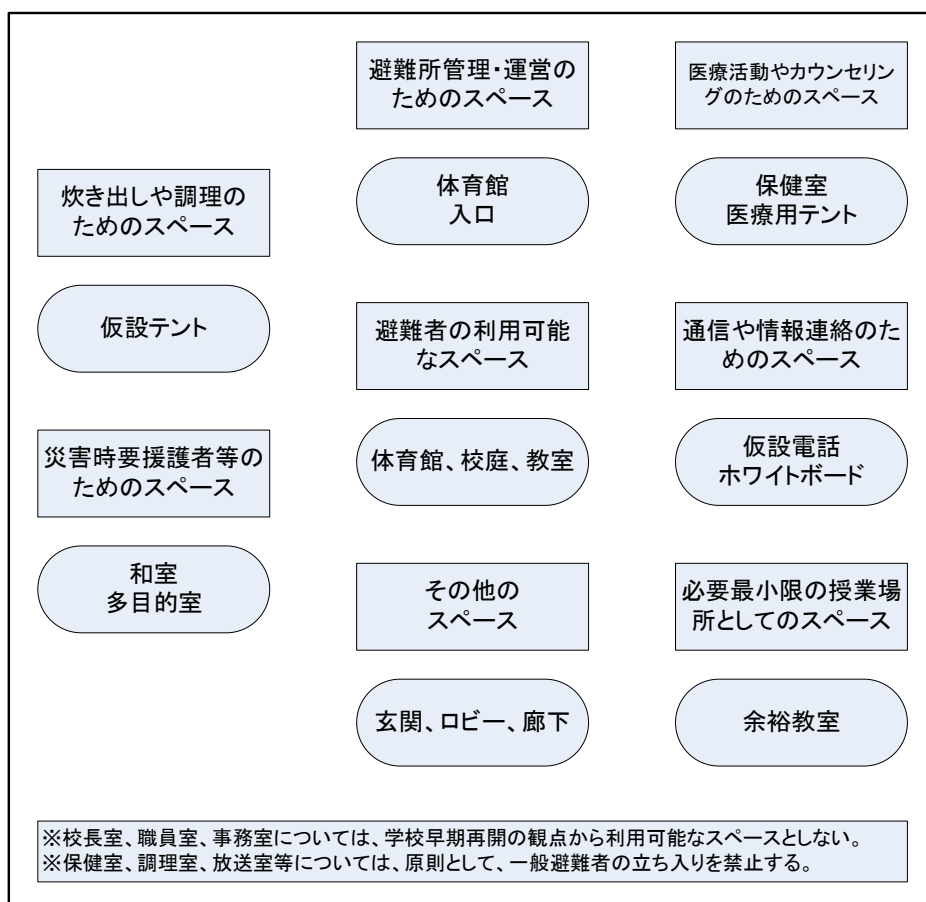


図 利用スペース分類例

表 設置すべきスペース例

区分		設置場所等
① 避難所 運営 用	避難者の受付所	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報等は別室で保管する。
	広報場所	・避難者や在宅被災者に市町村災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
	会議場所	・事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。
	仮眠所(避難所運営者用)	・事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保する。
② 救護 活動 用	救護所	・救護テントの設置や施設の保健室を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作る。
	育児室	・就寝場所から離れた場所をできるだけ早く確保する。
	物資等の保管場所	・救援物資などを収納・管理する場所
	物資等の配布場所	・物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、または屋外にテントを張ることが考えられる。
③ 避難 生活 用	特設公衆電話の設置場所	・屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置する。
	更衣室(兼授乳場所)	・女性用更衣室は、授乳場所も兼ねることがあるため、速やかに個室を確保する。
	相談室	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所を確保する。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。
	調理場(電気調理器具)	・電気が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける。
	遊戯場、勉強場所	・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。
④ 屋 外	仮設トイレ	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行ける場所とする。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が侵入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。

喫煙場所	・原則として、屋外に設ける。
物資等の荷下ろし場	・トラックが進入しやすい所に確保する。 ・屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
仮設入浴場 洗濯・物干場	・原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。
駐輪場・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
ペット飼育場所	・原則として、屋外に設ける。